

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する計画（第三条―第四条の二）</p> <p>第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置</p> <p>第一節 特定施設の設置の規制等（第五条―第十二条の二）</p> <p>第二節 富栄養化による被害の発生の防止（第十二条の三―第十二条の五）</p> <p>第三節 生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理（第十二条の六―第十二条の十二）</p> <p>第四節 自然海浜の保全等（第十二条の十三―第十三条）</p> <p>第五節 環境保全のための事業の促進等（第十四条―第十九条の三）</p> <p>第四章 雑則（第十九条の四―第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（第二十四条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する計画（第三条―第四条の二）</p> <p>第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置</p> <p>第一節 特定施設の設置の規制等（第五条―第十二条の三）</p> <p>第二節 富栄養化による被害の発生の防止（第十二条の四―第十二条の六）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節 自然海浜の保全等（第十二条の七―第十三条）</p> <p>第四節 環境保全のための事業の促進等（第十四条―第十九条の三）</p> <p>第四章 雑則（第十九条の四―第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（第二十四条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全</p>

し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

(瀬戸内海 of 環境の保全に関する基本理念)

第二条の二 瀬戸内海 of 環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえ、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。

2・3 (略)

(瀬戸内海 of 環境の保全に関する基本となるべき計画)

第三条 政府は、前条の基本理念にのっとり、瀬戸内海 of 環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海 of 沿岸域 of 環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海 of 環境の保全に関する基本となるべき計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2・4 (略)

(瀬戸内海 of 環境の保全に関する府県計画)

第四条 関係府県知事は、第二条の二 of 基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海 of 環境の

を図ることを目的とする。

(瀬戸内海 of 環境の保全に関する基本理念)

第二条の二 瀬戸内海 of 環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。

2・3 (略)

(瀬戸内海 of 環境の保全に関する基本となるべき計画)

第三条 政府は、前条の基本理念にのっとり、瀬戸内海 of 環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海 of 沿岸域 of 環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海 of 環境の保全に関する基本となるべき計画(以下この章において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2・4 (略)

(瀬戸内海 of 環境の保全に関する府県計画)

第四条 関係府県知事は、第二条の二 of 基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海 of 環境の

保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下「府県計画」という。）を定めるものとする。

2  
6 （略）

（削る）

## 第二節 富栄養化による被害の発生防止

（指定物質削減指導方針）

第十二条の三 環境大臣は、瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、第五条第一項に規定する区域において公共用水域に排出される富栄養化による生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質（以下この節において「指定物質」という。）の削減に関し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針（以下この節において「指導方針」という。）を定めるべきことを指示することができる。

保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下この章において「府県計画」という。）を定めるものとする。

2  
6 （略）

（汚濁負荷量の総量の削減）

第十二条の三 環境大臣は、瀬戸内海における化学的酸素要求量に係る水質の汚濁の防止を図るため、第五条第一項に規定する区域について、化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法第四条の二第一項の総量削減基本方針を定めるものとする。

2 前項の総量削減基本方針及びこれに基づく汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法の規定の適用については、同法の規定中「汚濁負荷量」とあるのは「化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量」と、「指定水域」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海」と、「指定項目」とあるのは「化学的酸素要求量」と、「指定地域」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域」とする。

## 第二節 富栄養化による被害の発生防止

（指定物質削減指導方針）

第十二条の四 環境大臣は、瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、第五条第一項に規定する区域において公共用水域に排出される磷その他の政令で定める物質（以下この節において「指定物質」という。）の削減に関し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針（以下この節において「指導方針」という。）を定めるべきことを指示することができる。

254 (略)

第十二条の四・第十二条の五 (略)

第三節 生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理

(栄養塩類管理計画の策定)

第十二条の六 関係府県知事は、単独で又は共同して、次に掲げる区域について、栄養塩類(窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物をいう。以下同じ。)を適切に増加させるための海域における栄養塩類の投入、工場又は事業場における汚水等の処理の方法の変更その他の措置(以下「栄養塩類増加措置」という。)の計画的な実施に関する計画(以下「栄養塩類管理計画」という。)を定めることができる。

一 前二節に規定する措置のみによつては生物の多様性及び生産性の確保が困難であり、栄養塩類増加措置の実施が必要と認められる瀬戸内海の海域(以下「対象海域」という。)

二 対象海域における潮流その他の自然的条件及び排出水の排出の状況に照らして当該対象海域と一体として栄養塩類増加措置を実施することが相当と認められる瀬戸内海の海域及び陸域(当該府県の区域内に限る。)

2| 栄養塩類管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 栄養塩類管理計画の区域(以下「計画区域」という。)

二 対象海域において栄養塩類増加措置の対象とする物質及び当該物質に係る水質の目標値

三 栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称並びにその実施場所(工場又は事業場にあつては、その名称及び所在地)及び実施方法

四 第二号の目標値に関する測定の地点、方法及び頻度

254 (略)

第十二条の五・第十二条の六 (略)

(新設)

(新設)

- 五 前号に規定する測定の結果に基づく対象海域の水質の状況についての調査、分析及び評価の方法
- 六 前各号に掲げるもののほか、栄養塩類増加措置の計画的な実施に関し必要な事項
- 3 栄養塩類管理計画は、基本計画及び当該府県知事が定めた府県計画に即するとともに、他の法律の規定による環境の保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
- 4 第二項第二号の目標値は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準の範囲内において定めなければならない。
- 5 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うものとする。
- 6 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域内において特定施設を設置する工場又は事業場の設置者、住民その他の関係者の意見を聴くとともに、当該栄養塩類管理計画に記載しようとする栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならない。
- 7 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域における栄養塩類増加措置の実施に環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。
- 8 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 9 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、第七項に規定する他の関係府県の知事及び市町村の長に通知しなければならない。

（栄養塩類管理計画の変更）

第十二条の七 栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、定期的に、

（新設）

計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該栄養塩類管理計画を変更するものとする。

2 栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、当該栄養塩類管理計画を変更しようとするときは、当該栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならない。

3 前条第三項から第九項までの規定は、栄養塩類管理計画の変更（同条第五項から第八項までの規定については、環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（特定施設の構造等の変更の特例）

第十二条の八 栄養塩類管理計画において栄養塩類増加措置の実施場所として定められた工場又は事業場（以下この条及び次条第一項において「計画事業場」という。）から公共用水域に水を排出する者（第五条第一項の許可を受けた者に限る。）が、当該計画事業場に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更について第八条第一項の規定による許可を受けようとする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。

（水質汚濁防止法の特例）

第十二条の九 指定地域内計画事業場（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において同じ。）についての同法第八条の二、第十二条の二及び第十三条第三項の規定の適用については、同法第八条の二（「総量規制基準」とあるのは、「総量規制基準（指定地域内計画事業場（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の九第一項に規定する指定地域内計画事業場をいう。）が定められた同法第十二条の六第一項に規定する栄養塩類管理計画に定められた同条第二項第二号に規定する物質による汚濁負

（新設）

（新設）

荷量に係る部分を除く。第十二条の二及び第十三条第三項において同じ。」とする。

2| 栄養塩類管理計画の変更により指定地域内計画事業場でなくなつた水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場についての同法第十二条の二及び第十三条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場が指定地域内計画事業場でなくなつた日から六月間は、同法第十二条の二中「指定地域内事業場の」とあるのは「指定地域内事業場（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の六第一項に規定する栄養塩類管理計画の変更により同法第十二条の九第一項に規定する指定地域内計画事業場でなくなつたものに限る。以下この条及び第十三条第三項において同じ。）の」と、「総量規制基準」とあるのは「総量規制基準（当該変更前の栄養塩類管理計画に定められていた同法第十二条の六第二項第二号に規定する物質による汚濁負荷量に係る部分を除く。第十三条第三項において同じ。）」とする。

（関係府県知事等の協力）

第十二条の十 関係府県知事は、栄養塩類管理計画の策定及び実施に關して必要があると認めるときは、他の関係府県の知事又は市町村の長に対し、必要な協力を求めることができる。

（新設）

（関係者の協力）

第十二条の十一 栄養塩類管理計画を定めた府県知事及び当該栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する者は、当該栄養塩類管理計画の実施に關し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（新設）

（科学的知見の充実のための措置）

第十二条の十二 国は、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に關する科学的知見の充実を図る

（新設）

ため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めるものとする。

#### 第四節 自然海浜の保全等

(自然海浜保全地区の指定)

第十二条の十三 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海<sup>一</sup>の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。

一 水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然(以下この号において「砂浜等」という。)の状態が維持されているもの(損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。)

二 (略)

第十二条の十四 (略)

#### 第五節 環境保全のための事業の促進等

(漂流ごみ等の除去等)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、その海底に存し、海岸に漂着し、又は海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物(以下この条において「漂流ごみ等」という。)に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 第三節 自然海浜の保全等

(自然海浜保全地区の指定)

第十二条の七 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海<sup>一</sup>の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。

一 水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの

二 (略)

第十二条の八 (略)

#### 第四節 環境保全のための事業の促進等

(漂流ごみ等の除去等)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物(以下この条において「漂流ごみ等」という。)に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



- 一 第五条第一項又は第八条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第十一条の規定による命令に違反したとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十二条の五第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 一 第五条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者
- 二 第十一条の規定による命令に違反した者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の六第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者